

事務連絡
令和3年3月22日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（令和元年6月6日付け薬生食監発 0606 第10号）により、別途指示するまでの間、従前の米国農務省が発行する衛生証明書を受け入れて差し支えない旨通知したところです。

今般、米国から、令和3年4月1日付けで新たな対日輸出プログラムに完全に移行することに伴い、従前の衛生証明書の発行を令和3年3月31日に終了する旨の連絡があったことから、従前の衛生証明書については、それまでの間に発行されたものまで受け入れることとします。

上記によらない場合は、貨物保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じて当課まで連絡願います。